

普通預金（教育資金一括贈与専用）

2023年4月1日現在

商品名 (愛称)	普通預金（教育資金一括贈与専用口座）
販売対象	<ul style="list-style-type: none">・直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により教育資金を受贈した30歳未満の個人の方・贈与を受けた年の前年の合計所得が1,000万円を超えていない方 ※教育資金一括贈与専用口座は、お一人さま1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店・金融機関で専用口座の開設はできません
預入期限	<ul style="list-style-type: none">・2026年3月31日まで ※新規口座開設は、2023年4月1日以降、販売を停止しています
預入 (1) 教育資金の概要	<ul style="list-style-type: none">・学校等に対して直接支払われる入学金、授業料等・学習塾や習い事など、学校等以外の業者に対して直接支払われるもの等 ※学校等以外の業者に対して直接支払われるものは、1,500万円のうち500万円までが非課税です
(2) 預入方法	<ul style="list-style-type: none">・2019年7月1日以降に支払われる教育資金において、受贈者が23歳に達した日の翌日以降、学校等以外に支払う学習塾や習い事の月謝等については、非課税措置の対象外となります・ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外されません
(3) 預入金額	<ul style="list-style-type: none">・5,000円以上 1,500万円以下（口座開設は0円でもできます）
(4) 預入単位	<ul style="list-style-type: none">・1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none">・預金者の教育資金の支払いにあてる場合に限り払い戻しできます ※払い戻しにあたっては、学校等からの領収書等を提出いただきます なお、領収書等の提出がない払い戻し（学校等への支払い前に口座から払い戻すこと）や教育資金以外の払い戻し等については、原則として当金庫ではお取扱いたしません
利息 (1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none">・変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します
(2) 利払方法	<ul style="list-style-type: none">・年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組入れます
(3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none">・1年を365日とする日割計算
税金	<ul style="list-style-type: none">・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし利息を計算します
税金	<ul style="list-style-type: none">・個人のお利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります ※マル優はご利用できません
税金	<ul style="list-style-type: none">※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります
キャッシュカード	<ul style="list-style-type: none">・この普通預金口座については、キャッシュカードの発行はいたしません
取扱窓口	<ul style="list-style-type: none">・この普通預金口座への追加預入・払い戻し・解約等の諸手続きについては、口座開設店のみ取扱いたします

中日信用金庫

<p>契約の終了 (口座解約)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として中途解約はできません。ただし、以下の①～③のいずれか早い日に契約は終了し、口座解約となります ①預金者（受贈者）が30歳に達した日（30歳の誕生日の前日） ②預金者（受贈者）が死亡した日 ③預金残高がなくなり（預金利息を除く）、契約終了の合意があった日 ※①または③の場合で、口座に残高がある場合は、贈与税の課税価格に算入されます ※①の場合で、預金者（受贈者）が30歳に達した日以降も学校等に在学している場合又は教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、契約は終了しないものとし、いずれにも該当しなくなった年の翌年12月31日又は預金者（受贈者）が40歳に達する日のいずれか早い日に契約が終了し、口座解約となります ※②の場合は、口座名義人の相続財産となり、贈与税の課税価格には算入されません
<p>金利情報の入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
<p>その他 参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金等の自動受取等のご利用できません ・契約期間中に贈与者が亡くなられた場合、2019年4月1日から2021年3月31日までに贈与された金額のうち、亡くなる前3年以内に贈与されたものがあるとき、又は2021年4月1日以降に贈与された金額※については、教育資金として支払った残額に対して以下の①～③のいずれかに該当する場合を除き相続税の課税対象となります ①預金者が23歳未満の場合 ②預金者が学校等に在学している場合 ③預金者が教育訓練給付金の対象となる教育訓練を受講している場合 ただし、2023年4月1日以降に贈与された資金かつ贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合には、上記①～③に該当しているときでも相続税の課税対象となります ※贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該残額に対応する相続税額が、相続税額の2割加算の対象となります ・契約期間中に贈与者が亡くなられた場合、受贈者はすみやかに取扱窓口までお知らせください ・教育費用のために支出した金額を確定するために、受贈者は贈与者のお亡くなりになった日以前に支払われたことを証する未提出の領収書がある場合は、すみやかに取扱窓口までご提出ください
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または業務推進部（9時～17時、電話：052-913-1153）にお申出ください ・紛争解決措置：愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務推進部または全国しきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記業務推進部または全国しきん相談所にお問合せください。
<p>預金保険について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象商品です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）

中日信用金庫